

裁判員経験者の意見交換会議事録

福井地方裁判所

1 日時

平成28年5月10日（火）午後3時から午後4時30分まで

2 場所

福井地方裁判所第1会議室（3階）

3 出席者

司会者 入子光臣（福井地方裁判所刑事部総括裁判官）

裁判所 熊谷大輔（福井地方裁判所刑事部裁判官）

同 河本 薫（福井地方裁判所刑事部裁判官）

検察庁 佐藤裕亮（福井地方検察庁検事）

弁護士 羽山茂樹（福井弁護士会）

裁判員経験者 1番～6番 6人

4 議事概要

司会者挨拶

（司会）

それでは、意見交換会を始めさせていただきたいと思います。本日は、お忙しい中、意見交換会に参加していただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を担当いたします、福井地方裁判所刑事部総括裁判官の入子でございます。裁判員制度が始まってから5月21日で7年が経ちます。この間、当庁においても、43件の裁判員裁判を実施し、たくさんの方に裁判員裁判に参加していただくことができました。この意見交換会では、裁判員を経験していただいた皆さんから、裁判員選任の手続、あるいは、審理、評議、判決などについて、また、裁判員を経験されて、良かったと思えること、不安に感じたこと、改善を要すると思われることなど、率直な御意見や御感想を自由に御発言していただき、その意見を県民の方々にお伝えしたいと考えています。また、検察官、弁護士、裁判官は皆さんの御意見をお伺いして今後の運用の参考にさせていただきたいと考えています。どのようなことでも結構ですので、自由に御発言いただければと思いま

す。

裁判員経験者の簡単な感想，印象

(司会)

続きまして，本日おいでいただいた裁判員経験者の皆さんがどのような事件に立ち会われたのか，裁判員裁判を担当しました裁判官の熊谷及び河本から紹介させていただきます。また，皆さんから，立ち会われた事件について一言ずつ感想や印象をお伺いします。

(熊谷裁判官)

1番と2番の方が経験された事案は，被告人3人が実行役2人と共謀し，実行役2人が貴金属店に侵入して強盗に及び，店主に傷害を負わせた事案で，共謀の成否等が争点となりました。他に，同じ貴金属店への侵入盗1件，居宅への侵入盗未遂1件，被告人のうち1人に関する古物店への侵入盗1件と併合審理され，各被告人に対して量刑が決められました。

(1番)

素人感覚で言いますと，割とややこしい事件だったのではないかと思います。あと結構大きな事件だったのではないかと思います。

(2番)

2つ，3つの事件があり，これをどのように自分が裁判員として結論を出していくのかすごく不安でしたが，最後まで休むことなくできて，とても良かったと思いました。

(熊谷裁判官)

3番と4番の方が経験された事案は，認知症等を患って寝たきりとなっていた夫を自宅で介護していた被告人が絞殺したという事案で，主に量刑が争点でした。

(3番)

今は高齢化社会になっていますので，これから他人ごとではなく老老介護がもっと増えていくので，今後もこういう悲しい事件が起きるのではないかと思います。

(4番)

意見としては、3番の方と大体同じなのですが、今回は介護疲れということで、これからはこういう事案が増えてくるのではないかと、考えないといけないのではないかと思いました。

(河本裁判官)

5番の方の事案は、被告人が、実姉及び実母を殺害した事案で、実姉に対する殺意の有無、実母に対する殺害動機、殺意の発生時期が争点でした。実姉及び実母に対する死体遺棄事件、亡父の口座から現金を払い戻した窃盗事件と併合審理しており、窃盗事件における払戻権限が有るか無いかも争点となりました。

(5番)

被害者が2人いたということで、結構最初の時点から重いなと思っていました。参加していた裁判員の方ともよく話したのですが、写真やイラストなどの映像も見せられたりしたので、少々重いなという感じで日々やっていた様な気がします。

(河本裁判官)

6番の方の事案は、被告人が、知人を日本刀で突き刺して殺害した事案で、殺意が有るか無いか及び被告人の責任能力の程度が争点でした。

(6番)

初めて裁判員になりまして、まさか殺人の裁判になるとは思っていませんでした。今裁判官がおっしゃったように、お酒を飲んでの行為なので、責任能力の有無が自分の気持ちの中でもあっちにいたりこっちにきたりしたのを覚えています。良い経験をしたと思っています。

選任手続について

(司会)

裁判員裁判では、法廷で審理し、裁判員と裁判官とが評議し、その結果に基づいて判決を宣告するという流れですが、その審理の前に、皆さんを裁判員として選任する手続があったと思います。そこでまず、この選任手続から、御意見、御感想を伺いたいと思います。

はじめに、皆さんは、裁判員裁判に参加することに支障はありませんでしたでしょうか。例えば、休暇は取得しやすかったのか、仕事の調整で苦労があったの

か、あるいはご家庭で理解は得られたのかどうなのか、その辺りの率直なところをお聴きしたいと思います。

(1 番)

私は自営業ということもあり、比較的簡単に参加させてもらえました。

(3 番)

職場の上司の方がとても寛大に、社会勉強に行ってくださいと言ってくださったので、気兼ねなく参加できましたし、帰ってから、抜粋してですが、こういうことを勉強してきましたと報告ができました。今日もご厚意で参加させていただいたので、私は良かったと思っています。

(司会)

次に、裁判員に選任されたときの感想はどのようなものでしたか。

(5 番)

会場に入った時点で30人以上の方がいたので、その中で6人から8人選ばれるということでした。実際に選ばれてやる気になったというのが正直な感想で、本当に選ばれる直前までは意外と他人ごとのように思っていました。でも、選ばれてしまえば後はやるしかないなという気持ちになったことを記憶しています。自分の中で特に嫌だったということはありませんでした。

(6 番)

裁判員候補者に11月に選ばれて、1月の終わりか2月に裁判所に来たのですが、なんとなく選ばれるというか残る気がしたのも事実です。せっかくなったのですから一生懸命しようという気持ちで裁判に臨みました。

(弁護士)

今回の選任手続のときに、手続の説明が裁判所からあったと思います。手続説明についての理解のしやすさとか、説明を受けて最初はどのように感じましたか。

(2 番)

分からないことばかりだったので本当に自分が裁判員としてやっていけるのか不安でしたが、すごく親切に説明してもらい、うまく裁判に飛び込んでいけたかなと思います。

(4番)

私に関しましては、最初に選ばれたときにDVDを見て、大体こういう感じで進むのかなと思ったので、そんなに不安はありませんでした。

審理について

(司会)

裁判員となられて審理に立ち会われることとなったわけですが、審理について、御意見、御感想をお聴きしたいと思います。審理は、被告人の定質問から始まり、罪状認否の後、検察官及び弁護人の冒頭陳述、供述調書等の証拠書類の朗読、証人尋問や被告人質問、そして最後に論告、弁論の順に進んだと思います。

裁判員裁判では、検察官、辩护人、裁判官それぞれが分かりやすい審理にするように、様々な努力、工夫をしてまいりましたが、皆さんが実際に参加された感想として、分かりやすい審理といえたかどうか、まずは、率直な感想をお聴かせいただきたいと思います。特に、分かりやすい審理という観点から、改善が必要であると思われることがありましたら、是非、お聴かせください。

審理といってもいろいろありますので、まず、冒頭陳述に特化してお聴かせいただきたいと思います。検察官及び辩护人は、分かりやすい審理を目指して、それぞれの事件の冒頭陳述について工夫していますが、審理に立ち会われて、検察官や辩护人による冒頭陳述の内容は分かりやすかったですか。もし、分かりにくかったとしたならば、どういう点が分かりにくかったですか。また、情報量は適切でしたでしょうか。もし、情報量が多すぎるとお考えになられた場合、どのような情報が過剰だと感じましたでしょうか。御意見や御感想をお聴かせいただきたいと思います。

(2番)

検察官の方も辩护人の方も、裁判員が素人なので、分かりやすく工夫してファイルを作ってもらえたので、すごく分かったと思いました。

(4番)

担当した事案では、検察官、辩护人ともに分かりやすかったと思います。

(5番)

多かったと思います。他と比較ができないので何とも言えないのですが、単純に多いなと感じました。最初は何が何だか分からないままの状態から始まって、最後になってまとまるというか把握するという形だったので、もう少し少なくとも良かったのかなという印象はありました。

(司会)

冒頭陳述は、選ばれた直後に行われることになるので、情報が頭の中にずっと入っていくかというとなかなか厳しかったですか。

(5番)

一つにまとまるのに時間がかかったのではないかなと思います。

(6番)

検察官の冒頭陳述で一通り話を聴かせてもらいました。検察官の方はもちろん被告人を調べて話を聞いていると思うのですが、後から証人尋問をするときにその内容が一致しない面が何回かありました。また、弁護人の方もそういうところはあまり突かないという感じもしました。そこら辺の整合性について最後まで疑問でした。

(検察官)

分量が多いという話もありましたが、冒頭メモは何とか1枚に収めたいという基本的な姿勢がありまして、そうすると一枚当たりの情報量というか文字情報が多くなってしまうことになりがちであることはかねてより指摘を受けているところです。やはり文字情報が多すぎたという印象を持たれたのでしょうか。

(5番)

しょうがないことなんだろうなと思いつつも、私たちは素人なので情報量としては、把握するにはすごく多いと思いました。

(6番)

検察官が説明した流れは分かるのですが、そのとおりにかなと思って聞いていたら、証人も話していないこともあるし、それをどのような形で作成をしたのかという点が疑問に思いました。反面、それに関して弁護人の方も突っ込みを入れて確認することもなかったもので、そこら辺に理解できないところがありました。

(弁護士)

弁護士としてはどのような冒頭陳述をしていったらいいかということ常々研究しているところがあります。今回弁護士が3人いる事件でそれぞれが冒頭陳述を行っていたことがありまして、1人は時系列で、1人は簡素なもので、もう1人は文字がずっと並んでいる冒頭陳述をしているが、どれが一番分かりやすかったですか。

(2番)

最初と2番目の弁護士の方は内容も分かりやすく、すごく見やすかったのですが、3番目の弁護士の方は文字を詰めるような感じで、何を言いたいのか分からなかったところがありました。

(弁護士)

今回弁護士が紙を持たずに、法廷の真ん中に立って話をするというやり方についてはどのような印象を持たれましたか。

(5番)

他との比較は分かりませんが、弁護士の方に対して思ったのは、実際に何が聴きたくてそういうことを言っているのか分からなかっただけで、別に悪くはありませんでした。

(司会)

次に、証拠調べの場面について御意見を伺いたいと思います。書証の朗読、あるいは図面や写真の提示が行われたと思いますが分かりやすかったですでしょうか。もし、分かりにくかったとすれば、どういう点が分かりにくかったですでしょうか。

そして書証の分量は適切でしたでしょうか。もし、分量が多すぎるとお感じになられたとすれば、どういう部分が不要だと感じましたでしょうか。

(3番)

私の担当した事件では、そんなに枚数的には多くなかったですし、被告人と亡くなった方との経緯も分かりやすく表のように一覧になって提示していただいたりしたのでよく分かったと思います。

(司会)

ずっと頭に入ってきましたか。

(3番)

年表みたいなものがよく目に入ってきて、それで経緯も分かりましたので、あの表現の仕方で、どういう段階を経て事件に至ったかということがよく分かったと思います。

(5番)

多かったと思います。とにかく突然写真からだだったので、入るのに時間がかかったし、何をしているかよく分からなかったところからのスタートでした。

(熊谷裁判官)

次に、書証以外の証拠調べについてお伺いしたいと思います。一般証人や被告人が法廷で話す内容について御意見を伺いたいと思います。一般証人や被告人が法廷で話す内容は分かりやすかったでしょうか。もし、分かりにくかったとすれば、その原因は何だったでしょうか。例えば、質問の意図や内容が分かりにくかったからか、質問と答えが合っていなかったからか、証人や被告人の個性などにより回答が分かりにくかったからか、回答内容が不自然に感じて納得できなかったからか、又は、声が小さい、スピーカーの音が小さいなど物理的条件によるものか、をお聴きしたいと思います。

また、証人尋問や被告人質問の時間の長さについても適切であったかどうかをお聴きしたいと思います。

まず1番の方からお聴きしたいのですが、御担当の事件では証人と被告人を併せて10人調べまして、一番長い尋問としては90分という尋問がありましたが、疲労感や内容を理解しやすかったかどうかについてお聴かせください。

(1番)

時間は割と長く感じました。質問の受け答えは自分たちが話を聞いている感じで、特に違和感なく聞いていた感じですが、後で考えてみると、自分としては特に何かを気にして聞いていたということではありませんでした。ただ流れを見ているような感じでした。基本的に休憩時間がはさんであったので、大変ということはありませんでした。

(熊谷裁判官)

90分あっても集中力が途切れるということはありませんか。

(1番)

そうですね。ただ、昼からの審理のときは、昼ご飯を食べたこともあり眠くなったという記憶があります。

(5番)

私は特に証人尋問で証人が発言した言葉を疑問に思うことはなかったと思います。ただ、尋問している側がなぜそういうことを聞いているのかということに少し疑問を感じたように思います。

(熊谷裁判官)

窃盗も加わっている事件で、銀行関係の書類も出てきて専門的な話もあったかと思いますが、その証人の話は分かりやすかったですか。

(5番)

正直その場ですべて理解していたかといえば、理解できていなかったかもしれませんが、後で評議のときに詳しく説明をしていただけて理解したということが正直あります。

(河本裁判官)

次に、専門家証人について御意見を伺いたいと思います。医師が法廷で話すことがあったかと思いますが、内容は分かりやすかったですでしょうか。話を聞いて十分にその場で理解することができたでしょうか。もし、分かりにくかったとすれば、その理由は何なのか。例えば、尋問技術や証人の個性によるものか、専門用語が分かりにくかったのか、尋問のときに使っている図面や写真の使い方や説明が分かりにくかったからなのかということをお伺いしたいと思います。

また、責任能力の話で精神科医からの話もありましたが、6番の方はいかがでしたか。

(6番)

証人尋問のときは、証人である医者2人から説明がありましたが、死体検視の方はある程度話を聞いて分かったのですが、後で専門用語が出てきたときはその

場では分かりにくい点があったのは事実です。その後、評議で裁判官から説明を受けて理解し、納得したのも事実です。

(弁護士)

弁護人の方からは質問の分かりやすさ、意図が伝わっているかということは常々気にしているところです。1番の方にお聞きしたいのですが、証人尋問や被告人質問の時間が非常に長い事件だったと思います。弁護人からの質問の内容や3人の弁護人が入れ替わりずっと聞かれている状態で、分かりやすさの部分についてはどうだったか、あるいは、そもそも時間をもっと短くした方が良かったとか弁護人間で質問の内容を調整した方が良かったのではないかということについて御意見があれば教えてください。

(1番)

弁護人の方も人によって分かりやすかったり、時間を気にされずやっている感じの人もいて、見ている方にとってはどうかなと思うことがありました。

(弁護士)

6番の方にお聞きしたいのですが、先ほど弁護人の方がもっと突っ込んだ方が良かったのではないかということをおっしゃいましたが、それは尋問のときにこれを聞いてほしいのにということで、質問の意図とか不十分な点とかがあれば教えていただきたいと思います。

(6番)

私が思ったのは、弁護人は、被告人に有利な質問をされる場合もあると思いますが、取調べ調書と証人が話していることに違いがあったので、どちらかと言えば、検察官の方が、証人に対して後からもう少し聞いて被告人を糾弾することがあってもいいのではないかと思います。そこが最後まで気になりました。

(検察官)

証拠についてですが、例えばご遺体や血液が付着している写真は、白黒にしたりイラストにしたりして法廷に証拠提出しているところですが、加工したことによって分かりにくくなるのではないかというような御意見はありませんか。あれば改善をしていかなければならないと思っていますが、5番の方、6番の方、何

か御意見はありますでしょうか。

(5番)

特に分かりづらいとは思わなかったと思います。

(6番)

初めて記録というのを見ましたが、そんなに怖いと思うことはありませんでした。私は白黒でも分かりやすかったと思います。

(司会)

証拠の取調べが終わって最終段階ですが、検察官の論告や弁護人の弁論は分かりやすかったですか。もし、分かりにくかったとお感じになったとすれば、どういう点が分かりにくかったでしょうか。

また、その情報量は適切でしたでしょうか。もし、情報量が多すぎると感じた場合には、どのような情報が過剰だとお感じになりましたでしょうか。

(2番)

被告人が多いということで、分かりやすく弁護人がまとめたものもありましたが、分かりにくい弁護人もいたので、素人とすればやはり色とかで注目してほしいところをもっと分かりやすくしてほしいと思いました。

(4番)

私が担当した事件については、検察官側の論告は分かりやすかったと思います。弁護人の弁論は、あくまでも内容的に冒頭陳述の内容に似たような感じだと思いました。

(5番)

分かりにくいと思ったことはありませんでした。とても分かりやすかったと思います。

(6番)

検察官も弁護人も明解にされていたと思います。非常に分かりやすいと思いました。

(検察官)

5番の方にお聞きしたいのですが、この事件に関しては、論告が2枚に渡って

いて、かなり分量があったと思いますが、分量が多いなという感じでしたか、それとも証拠調べを経ているので、これくらいの分量になっても仕方ないという感じでしたでしょうか。

(5番)

証拠量が多いなと思ったのは率直な感想ですが、素人ながらこれはどうしようもないのかなという感覚で受け取っています。

(検察官)

6番の方に質問ですが、責任能力といった専門的な部分が問題になっていたと思いますが、検察官の論告の説明振りは一度聞いてよく理解できましたでしょうか。

(6番)

理解はしているのですが、証人や精神科医の話を聞くと、その時々で自分の心証も変わるため、素人では判定が難しく思いました。お酒の状態も本人ごとによって違いますので、それが本当に影響を及ぼしているのか及ぼしていないのかという見極めが、精神科医の判定で大きく変わる場合もありますので、このような場合はどうされるのかなと疑問に思ったのも事実です。

(弁護士)

弁論については常々長さというものを気にしております。2番の方にお聴きしたいのですが、弁護人からの弁論を併せて90分聞いておられたと思いますが、二度、三度と同じような話が続く中で、分かりやすさというか、時間が長い、短いということについて御意見をお聴かせください。

(2番)

時間に関しては、集中していたため時間が過ぎるのは早いと感じていましたので、長いと感じることはなかったのですが、最後にここを注目してほしいというところを言ってもらいたいという気持ちはあったかと思います。

(弁護士)

弁論のやり方についてですが、証拠をもう一度見せた上で説明することに注意を払いながらやっているところがあるのですが、6番の方の事件では、証拠の内

容を引用して画像を映したりしながら説明をしているのですが、この説明の在り方についてはどのような印象をお持ちですか。

(6番)

いろいろ画像を見せていただいたりしていましたが、私が率直に思ったのは、弁護人からの突っ込みがあってもよいのではと思いました。もちろん分かりやすいのは分かりやすかったのですが、証人尋問をする場合にもう少し被告人を有利に導くといっておかしいのですが、そこら辺が足らなかったかなと思いました。

(弁護士)

私たちは情報量を少なくすると突っ込むところが減ってしまうし、長くすると分かりづらくなってしまわないかという懸念を常々思っているところです。多少長くなっても言うべきことは言った方がいいということでしょうか。

(6番)

私の事件に関しては、弁護人はそんなに突っ込みはしなかったのではないかと、いうように思いました。

評議について

(司会)

先ほどまでは、審理について、貴重な御意見を頂戴いたしました。今度は、審理が終わった後の評議、判決についての御意見、御感想を伺いたと思います。

審理が終わりますと、評議室で裁判官と一緒に、事実認定や被告人の量刑などについて、話し合っていました。この評議の時間のかけ方は十分でしたでしょうか。それとも足りなかったでしょうか。

(1番)

割とややこしい事件でしたので、このくらいの日数は必要だと思いました。特に多いという感じはありませんでした。

(5番)

私も十分だったと思います。

(司会)

評議では、十分にご自身の意見を言うことができましたでしょうか。

(3番)

私の担当していた事件では、皆さん結構発言されていましたが、最終的には堅苦しい言葉使いではなく、率直に自分の言葉で表現し、まとまったという感じだったので、とても和気あいあいとして、積極的に発言していました。

(6番)

評議は6人の裁判員の方や裁判官の方と一緒に意見を出したり、聞いたり、自分の疑問をぶついたりと非常に有意義であり、良かったと思っています。

(司会)

更に、否認事件についてですが、今回、専門用語や法律用語について、十分に理解しながら議論することができましたでしょうか。裁判官の方で裁判員がその点について理解できるようにきちんと説明していましたでしょうか。2番の方の事件では共謀という難しい概念が出ていましたがいかがでしたでしょうか。

(2番)

素人なので、始めはちんぷんかんぷんでしたが、一つ一つ丁寧に教えてもらい理解できたと思います。

(司会)

6番の方の事件は、殺意と責任能力という難解な法律概念だったと思いますが、いかがでしたでしょうか。

(6番)

殺意の理解をするのが最初はなかなか難しかったのですが、皆さんと評議しながら少しずつ分かってきますし、違う見方をしたりして最後には理解できたと思っています。

(司会)

量刑を決める際には、量刑の考え方について裁判官からきちんとした説明がありましたでしょうか。量刑を決める際にどんなことを考えながらご自身の意見を決められましたでしょうか。

(4番)

量刑に関しましては、裁判官の方からいろいろ説明をいただき、同種事例の場

合にはこのような量刑という説明を受けて大体理解できたと思います。

判決について

(司会)

判決についてお伺いしたいと思います。評議を経て判決宣告となりますが、判決の内容は、評議の内容をきちんと反映したものになっていましたでしょうか。

(1 番)

最終的にはみんなの気持ちは一つになっていたと思います。

(3 番)

答えを一つ出さないといけないとなると歩み寄れることもあるかなと思ったりもしますし、一つの刑を決めるのは難しいと思いました。

(弁護士)

評議の中で少数派の方が自由に意見を言えるような状況があったかということに気にしています。きちんと意見が言えるような空気が作れていたかどうか。

(3 番)

できていました。誰の意見もちゃんと皆さんが聞いてくれましたので、気にすることなく発言できたと思います。

(弁護士)

そういったときに裁判長はどうするのですか。

(3 番)

とても優しくしてくださいました。

(弁護士)

今回、量刑のデータがいろいろと示されたりとか、3人の刑を決めるという中で、この範囲からこの範囲というある程度の基準を出されたと思いますが、本当はもっと短くてもいいのではないか、長くてもいいのではないかということをおもったりしませんでしたか。

(1 番)

説明としては、金額とか内容とかで振り分けて、大体このくらいの中でという説明がありました。正直にいうと割と振り幅があるのだなと思いました。

(検察官)

論告をした後で評議に入っていただくわけですが、検察官がお配りしている論告は評議で役に立ったかどうかをお聴きしたいと思います。3番の方の事件は、犯罪事実では争いがなく、量刑が問題となっていたと思いますが、事案の内容からいくと人生観が大きく結論に反映する事件だったと思いますが、何か検察官の論告は評議の際に参照にされたりとか、ここは言っているとおりだなとか、ここは違うなとかといった感想はありますか。

(3番)

とても分かりやすい声の方だったという印象があります。丁寧にゆっくりと話していただきましたので内容もよく分かりましたし、無駄なところがあったようには思いませんでした。

(司会)

次に、裁判員の任務を終えての感想はいかがでしょう。

(5番)

裁判員を実際にやる前は、裁判員制度にすごく反対的な意見を持っていましたが、やってみたら不思議と良かったなど心の中の変化が起きたように感じます。すべて終わって、裁判員制度は何のためにあるのだろうと初めて考えてみました。私の中ですごく印象的に感じたことは、世論の声や報道に国民はやはり左右されるものですが、例えば、刑事事件となると極刑と声を出したりする、そういうことに司法が振り回されてはいけないのかなと、逆にきちんとした流れがあって、公開の場できちんと話し合っ、きちんとした答えを出していく。法廷であっても評議であっても何故ここに司法手続があるのかとずっと思っていたのですが、勉強させていただいて、すごくいい経験になったと思っています。国民の社会貢献ではないですが、もっと裁判員裁判にみんな積極的に参加して、より司法に対して理解を深めるいい経験だなとすごく感じました。

(6番)

経験させていただいて非常に良かったと思っています。アメリカにも陪審員制度がありますから陪審員制度のように法を身近に感じる、そしていろんな人のこ

とも分かりますし、なかなか人を裁くのは難しいですけども、公平、公正にできたのではないかと考えています。最初は不安が一杯だったのですが、結果は非常に良かったという感じです。

守秘義務について

(司会)

守秘義務について、御意見をお伺いしたいと思います。評議の経過や評議での意見の多少、評議での意見の内容、記録から知り得た被害者等のプライバシーに関する事項等は、守秘義務として、お話していただくことができないということになっておりますが、守秘義務の範囲、内容は説明を受けて理解できましたでしょうか。

(2番)

裁判員になって、職場の人にどういう裁判をしているのか聞かれても、どこまで話していいか分からなかったのもありましたので、一つも話してはいませんが、聞かれたらどこまで話していいのかなということはあったと思います。

(4番)

私に関しては、会社から聞かれることもなかったですし、私が担当した裁判がどの事件かということも分かっていたので、そういう裁判を受けてきたのという話をした程度です。

(司会)

次に、守秘義務が課せられることに対する負担感はありましたでしょうか。

(5番)

特にはなかったですが、誰かに話したくなるというのがありました。家庭内くらいなら話してもいいのかなと少し思いました。

(6番)

範囲が分かりにくいというか、裁判員裁判は新聞に出ていますから、ある程度の内容は分かっているのではと思いますが、ああしたこうしたという話もできませんし、いらないことは話さないようにしてはいます。ちらっと話したい気持ちはあるのですが、基本的には口から出さないようにしています。

これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会)

それでは、皆さんが裁判員を経験されたことを踏まえて、これから裁判員となられる方へのメッセージがありましたら、是非お聴かせください。

(1 番)

正直に言うと、最初は不安だらけでしたが、割と長い期間を過ごしたこともあって、最後にはこれで終わりなんだという寂しい気持ちになりました。機会があり、どうしてもという理由がないのであれば参加した方が間違いなく良いと思います。

(3 番)

周りで裁判員になったとか、裁判員の通知がきたとか全く聞かないのですが、これもみんな言っではいけないんだということの一部になっていて、みんな言わないのかなとも思うのですが、言ってくれば、私は絶対行った方がいいと押しますし、それに参加できるにあたっては、職場の協力があると思うので、私の場合は4日間でしたが、他の方は1週間や2週間あったと聞きましたので、そういう期間は自分が抜けても大丈夫だという環境を作らないと自分が出たくても出られないということもあると思うので、上司や家庭の支えが大事だと思いました。書類が来た方は是非参加していただきたいと思います。

(5 番)

裁判員裁判のことを話してもいいということだったので、周りに結構話したのですが、それでも周りの人は参加したくないという意見が多かったのです。すごくいいよと言ってみても、私はいいよということがまだまだあるのです。実際やってみないと良さは分からないと思うので、強制的にさせられているという感覚よりも、私は自分が参加してこれって社会に貢献することなんだと心が変わったので、是非社会に貢献するような気持ちで参加してもらえれば、もっと前向きにできるのかなと思います。

(6 番)

裁判員裁判に参加することは本当にものの見方も変わりますし、いろいろピー

アールもされているとは思いますが、ピーアールの仕方を変えて、誰でも参加して、そんなに難しいことではないということを咀嚼して説明する場を設けるような広報をされたらいいのではないかと思います。

(司会)

それでは、これもちまして、意見交換会を終了します。お疲れさまでした。